

議員提出議案第十六号

文京区乳幼児等の医療費の助成に関する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区議会議員

萬立 幹夫
国府田 久美子



関川 けさ子
板倉 美千代



文京区議会議長 殿



文京区乳幼児等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、乳幼児、義務教育就学児及び児童(以下「乳幼児等」という。)に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「乳幼児」とは、満六歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この条例において「義務教育就学児」とは、満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、乳幼児を除いたものをいう。

3 この条例において「児童」とは、満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者で、乳幼児及び義務教育就学児を除いた者をいう。

4 この条例において「乳幼児等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- 二 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者
(助成を受ける資格)

第三条 この条例による医療費の助成を受けることができる者は、乳幼児等を養育している者で次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 その者の養育している乳幼児等が文京区の区域内に住所を有すること。
- 二 その者の養育している乳幼児等が国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児等を養育している者は、対象としない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けている乳幼児等

二 規則で定める施設に入所している乳幼児等

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親に委託されている乳幼児等

(助成資格の認定)

第四条 この条例による医療費の助成を受けようとする乳幼児等を養育している者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、助成資格の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、助成を受ける資格を証明する医療証を申請者に交付する。

(助成の範囲)

第五条 区は、前条の認定を受けた者(以下「対象者」という。)について、次の各号のいずれかの事由を生じたときは、次条に規定する方法により医療費を助成する。

一 乳幼児等が国民健康保険法により医療に関する給付を受けたとき。

二 対象者が社会保険各法により乳幼児等に係る医療に関する給付を受けたとき。

2 前項の規定により助成する額は、同項各号に定める法令の規定により対象者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額(以下「標準負担額相当額」という。)を除く。)とする。

3 この条例による医療費の助成は、国民健康保険法及び社会保険各法以外の法令(東京都条例を含む。)による給付又は医療費の助成が行われるときは、その給付又は助成の限度において行わない。

(助成の方法)

第六条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が医

療証を提示して、その者の養育している乳幼児等について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(標準負担額相当額の支払方法)

第七条 前条第一項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第五条第二項に規定する標準負担額相当額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出の義務)

第八条 対象者は、第三条第一項各号に規定する要件を備えなくなったとき若しくはその者の養育している乳幼児等が同条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき又は第四条第一項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならぬ。

2 対象者は、現況について、毎年、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(認定の取消し)

第九条 区長は、対象者が第三条第一項各号に定める要件を備えなくなったとき又はその者の養育している乳幼児等が同条第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、助成資格の認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第十条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第十一条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第十二条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

二 第八条第三項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

三 前条第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

四 前条第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
(文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例)
- 2 文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成四年六月文京区条例第四十号)は、廃止する。

(説明)

乳幼児、義務教育就学児及び児童又は保護者に対する医療費の負担軽減を図るため、本案を提出いたします。